

2023年3月4日

国際シンポジウム：3.11から12年—福島と世界の今を知り、核なき未来をつくろう

原発推進GXを止めよう 私たちにできること



みつた かな
満田 夏花

原発推進GX関連法、国会へ！

- 2月10日、GX基本方針およびGX推進法が閣議決定
- 2月28日、原発推進「束ね法案」が閣議決定
 - 「束ね法案」というのは、関連する法案を一括して国会で審議すること
 - 政府はこの束ね法案を「GX脱炭素電源法案」と名付けているが、そういう名前の法律があるわけではない。
 - 原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理工法、再エネ特措法の5つを束ねた

原発推進「束ね法案」 (GX脱炭素電源法案)

原子力基本法	「国の責務」として、原子力の活用、国民の理解促進、技術開発、人材育成、事業環境整備など盛り込む
電気事業法	原子炉の運転期間規制の新設
原子炉等規制法	原子炉の運転期間規制の撤廃、高経年化に関する技術的評価
再処理法	使用済燃料再処理機構（NuRO）に、原発廃炉の調整機能、研究開発、廃炉資金管理業務を追加 原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付け
再エネ特措法	再エネ事業の規律強化、既存再エネへの追加投資促進など

原子力基本法も改悪

- 原子力利用の平和利用やその三原則（民主・自主・公開）についてうたった基本法
- 国の責務として、以下を盛り込もうとしている
 - 電気の安定供給の確保、脱炭素社会の実現、エネルギー供給に係る自律性の向上のため、原発を活用すること
 - 原発立地地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興などを推進する
 - 原子力技術の開発・促進、人材の育成および確保、原子力産業基盤の強化、原子力事業者が安全対策に必要な投資が行えるような事業環境整備

第6次エネルギー基本計画では

- 「原子力依存度は可能な限り低減」
- 「新增設は、現時点では想定していない」

としていた

原発回帰に舵をきった

ショックドクトリン

ウクライナ危機
エネルギー燃料価格の高騰
円安
電気代の高騰
エネルギー安全保障
電力の需給ひっ迫

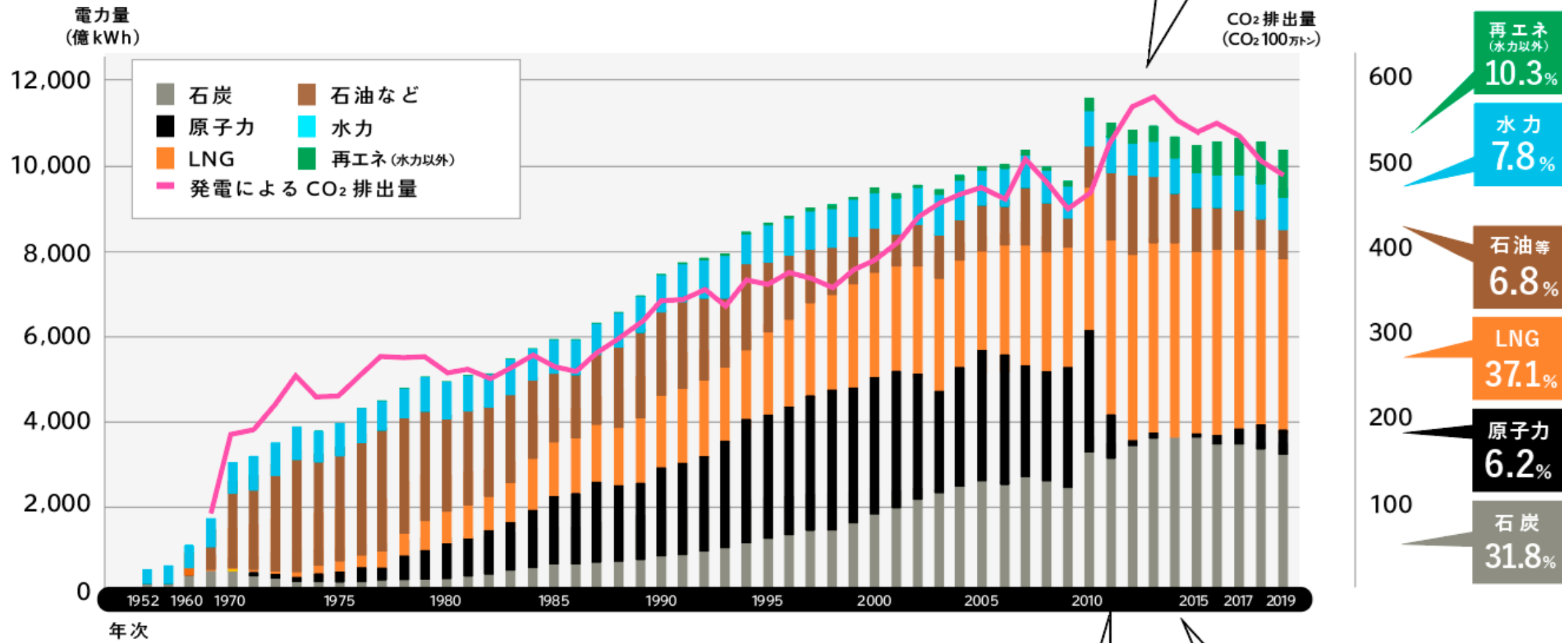
原発はこれらの解決にはならない
印象操作にご用心



原発の発電割合は、2012年度以降ゼロ～数%

電源別電力供給量と発電部門 CO₂ 排出量

再生エネ+水力は
増えています!
約10% → 約18%
2010年度 → 2019年度

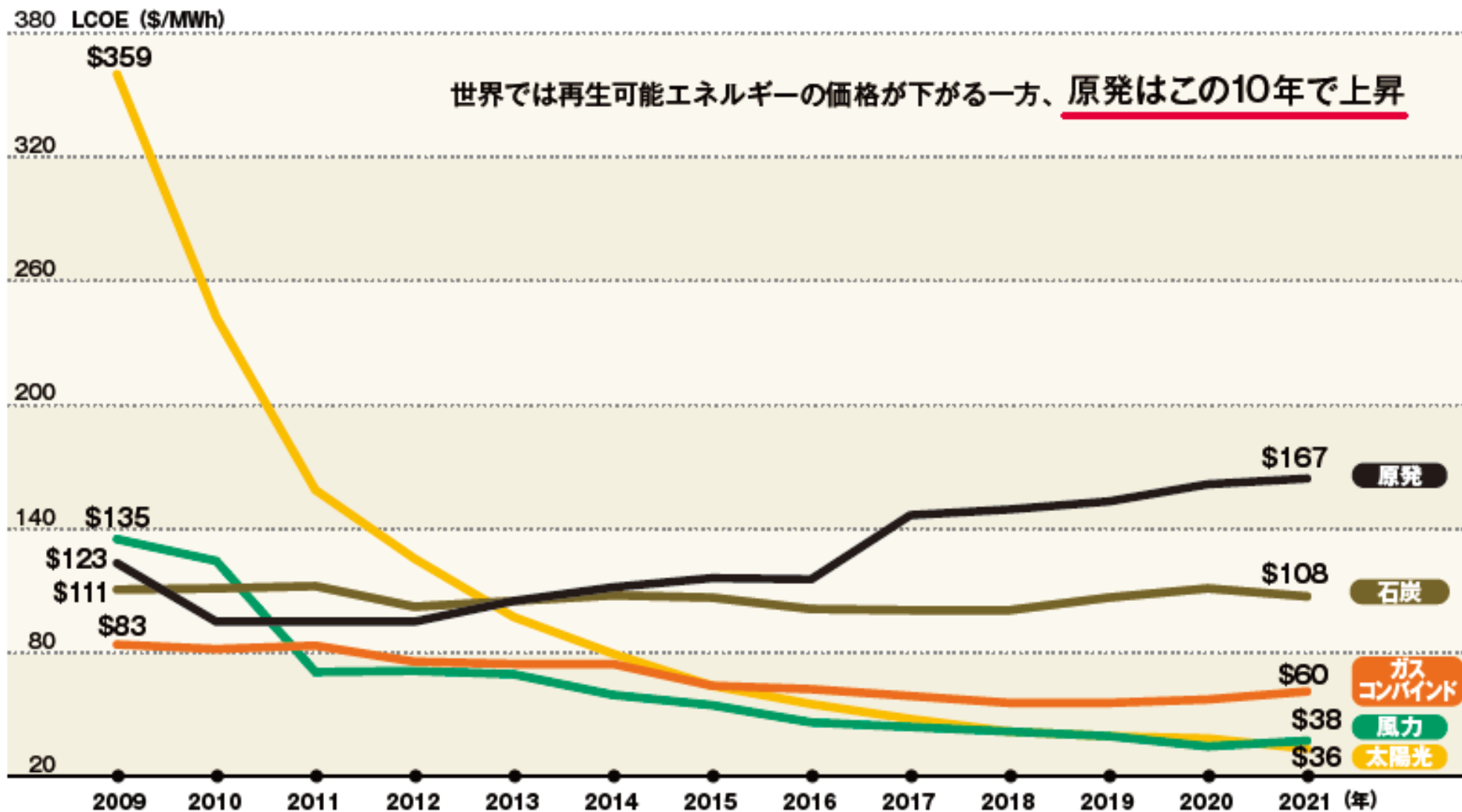


福島第一原発事故
2011年

原発稼働ゼロ
2014年

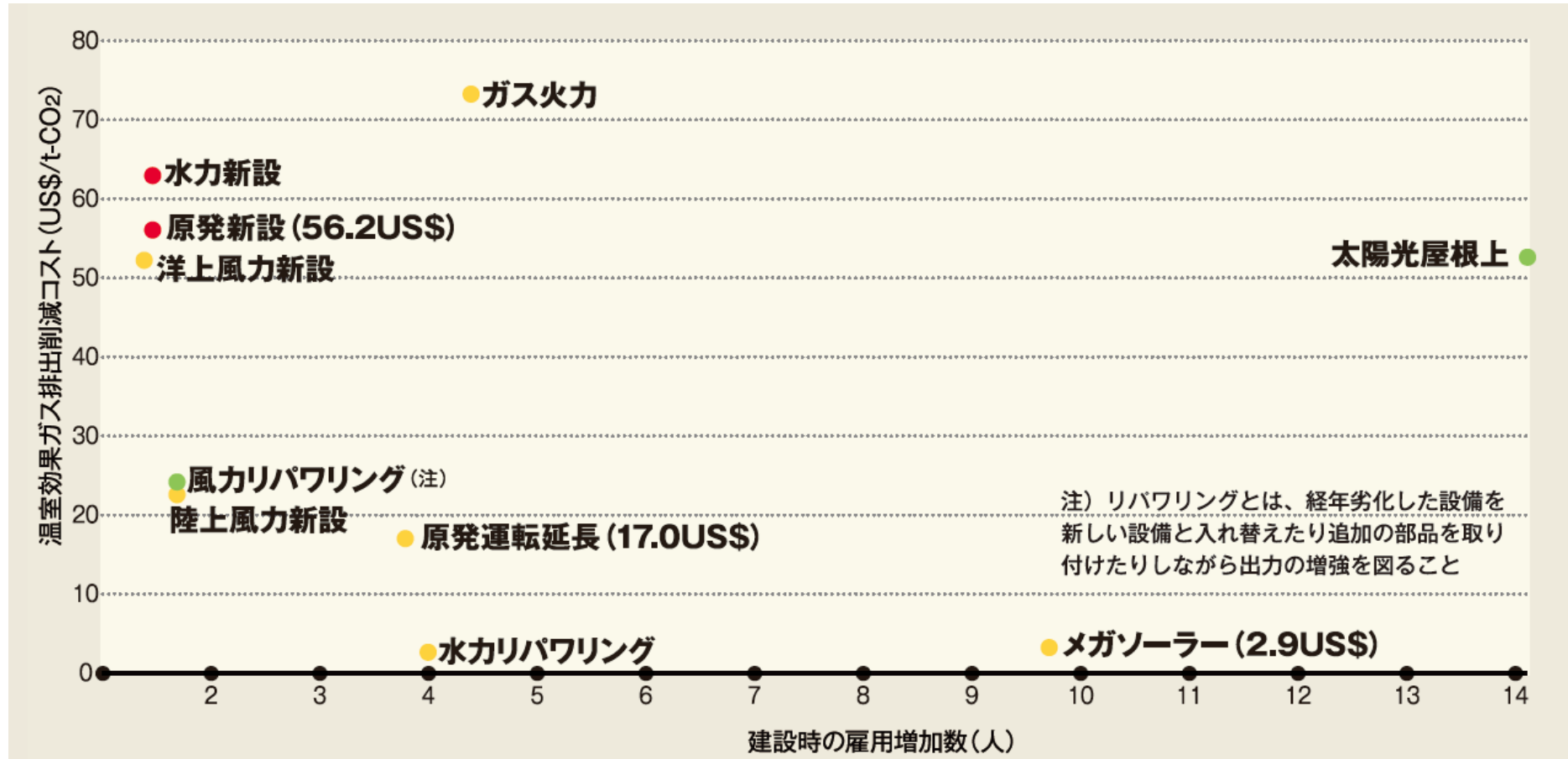
出典：経済産業省等データをもとに原子力資料情報室作成

世界的な発電費用の推移



出典：Lazard, “Levelized Cost of Energy Version 15.0” 2021

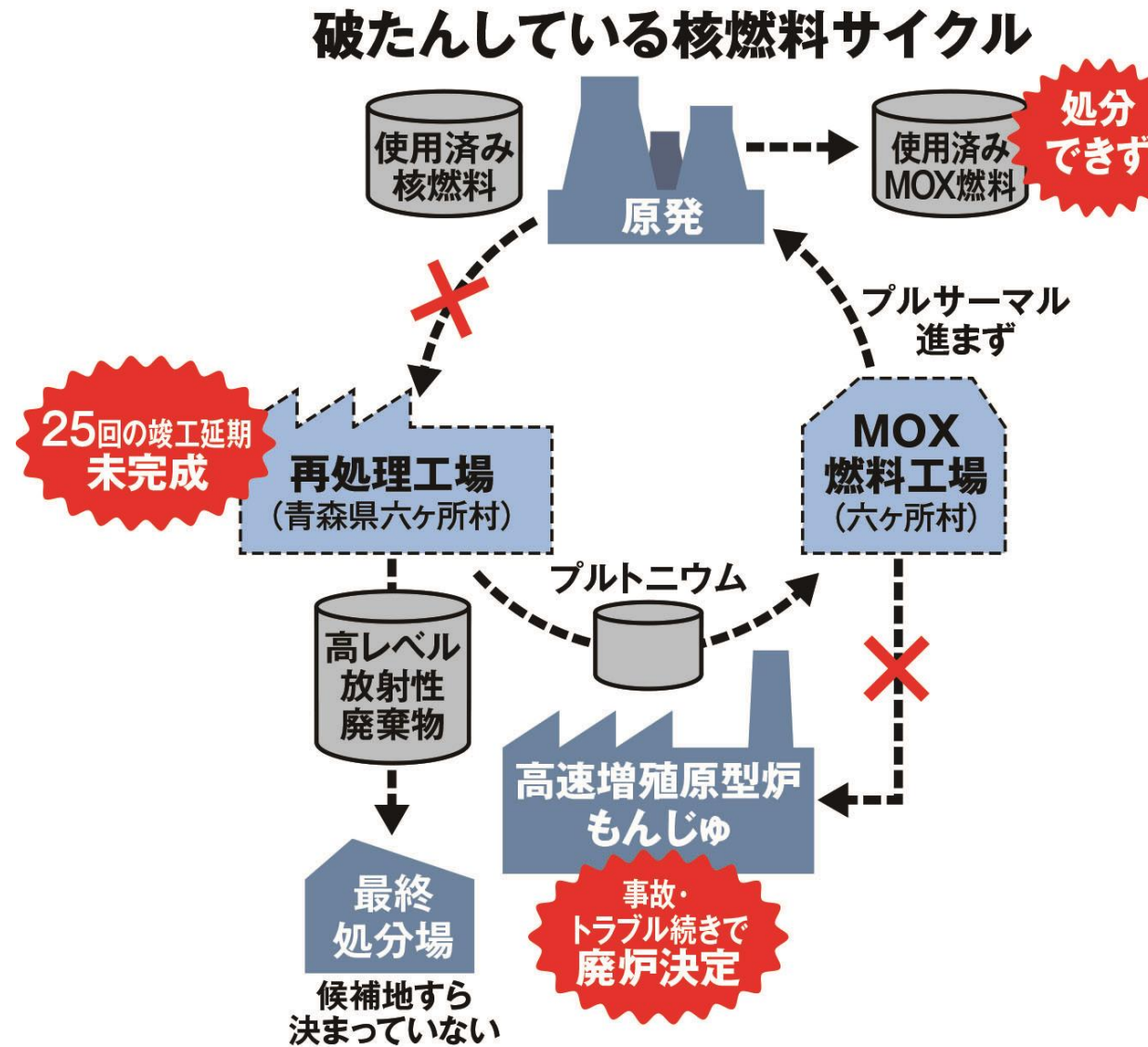
各発電技術の温室効果ガス排出削減コストおよび雇用増加効果



出典：IEA Job creation per million dollars of capital investment in power generation technologies and average CO2 abatement costs, 2022年10月26日

核燃料サイクルはすでに破綻 六ヶ所再処理工場は 動かすべきではない

- 事業総額は約13.9兆円
- 高レベルの放射性廃液が発生
- プルトニウムが発生
- 2006年度～2008年度にかけて実施されたアクティブ試験では事故やトラブルが続出。高レベル廃液が149リットル漏洩するという事故も
- 大量の放射性物質を環境中に



原発は、電力需給ひっ迫の解決の役に立つのか？

- 電力需給のひっ迫：
電力の需要の急な増加で、需要が供給能力を超えてしまいそうになる時に生じる。
とくに夏の猛暑や冬の寒さで、冷房や暖房による電力の使用が集中する時間帯で問題になる。
- 問題となるのは、需給調整の仕組み。大規模電源で調整できない原発は、需給ひっ迫の解決にはならない。
- 2022年6月は、季節外れの猛暑により需給ひっ迫が発生。原発が動いていたとしても、その分需要予測にあわせて、火力を止めていたはず。同様のことが発生していた。

現行

原子炉等規制法

原子炉等規制法

原則40年。延長申請に基づき、規制委が審査→認可→1回に限り延長

運転延長認可
制度



原則40年

最大60年

高経年化対策
制度



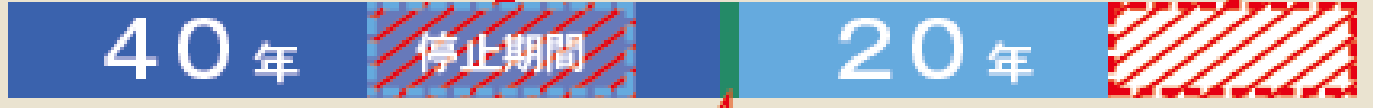
10年ごとに規制委が審査→認可

新制度

電気事業法

原子炉等規制法

運転延長認可
制度



経済産業省が認可?

60年以上も可能

高経年化対策
制度



10年を超えない期間ごとに規制委が審査→認可

今までの制度

原発の運転期間
「原則40年」

「1回に限り、原子力規制委員会の
審査に合格すれば20年延長」
審査は劣化評価も含んでいた

原子炉等規制法

原子力規制委員会

新制度

原発の運転期間40年を超えて運
転をする場合、
「電力の安定供給への貢献」な
どを条件に経済産業省が認定

電気事業法

経済産業省

なぜ、40年？

2012年の国会審議ではどう説明されたか？

当時の担当大臣（環境大臣）の細野豪志氏の説明

- 原子炉に中性子が照射されて、脆化する
- 作動するそのそれぞれの機器の耐用年数というものも考慮にした中で**40年**というところの数字を導き出した
- 例えば電気製品をとっても、車を見ても、**40年前**の技術で今そのまま通用するものは、ほとんどない
- システム自体の古さ
- そういったことを考えれば、**40年**の運転制限制度というのは必要

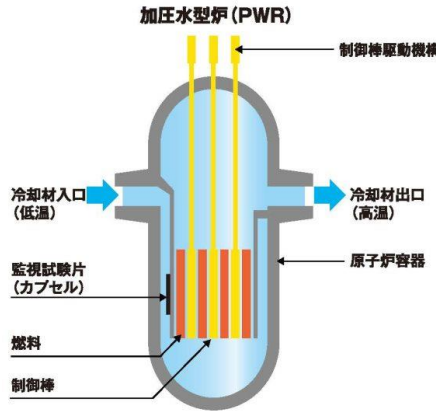


私たちにできること

- 国会議員に働きかけよう！ 「GX関連法に反対を」
 - ↳ 電話・ファックス
 - ↳ グループで事務所を訪問（地元事務所、国会事務所）
- 地元の自治体議会に陳情・請願を！
「運転期間の実質延長に反対の意見書を出してください」
- 各地で討論会を！

Q5 原子炉圧力容器の劣化などの評価は十分行われているのでしょうか？

A たとえば原子炉圧力容器の中性子照射脆化の評価を行うために、炉内に運転当初から原子炉圧力容器の母材および溶接金属でできた監視試験片を入れてあります。電力会社は定期的はこの監視試験片を取り出し、衝撃を当てるなどの試験をおこなっています。しかし監視試験片は運転期間40年を前提としているため、もし40年以上運転し続けると監視試験片が足りなくなります。運転開始後48年経過している高浜原発1号機（福井県）において、関西電力は、取り出しを4回しか行っていませんが、最近、1回の検査で「母材」もしくは「溶接金属」の試験片のどちらか一方しか取り出さず、どちらかしか試験を行っていませんことが明らかになりました。



Q6 原子力規制委員会が審査を行えば、安全は確保できるのではないのでしょうか？

A 老朽化に関する原子力規制委員会の審査は電力会社の申請に基づくものです。実際は、確認すべきデータを確認しなかったり、事業者の甘い評価をうのみにしていたりと、問題が多いものです。たとえば、前述の高浜原発1号機の原子炉容器

の劣化を評価するための監視試験片に関して、原子力規制委員会は、元データを確認していなかったことが明らかになりました（老朽原発40年廃炉訴訟、名古屋地裁、2016～）。また、前述の母材と溶接金属を交互にしか取り出さない関西電力の手抜き検査についても容認してしまっています。

FoE Japan の YouTube 動画がみられます！



- 制度がどう変えられようとしているのか？
- 老朽した原発がなぜ危険なのか？
- 井野博満さん（東京大学名誉教授、金属材料学専門）のインタビュー
- 2012年当時の国会審議の模様（当時の環境大臣の細野豪志氏の国会答弁など）フルバージョン：8分22秒



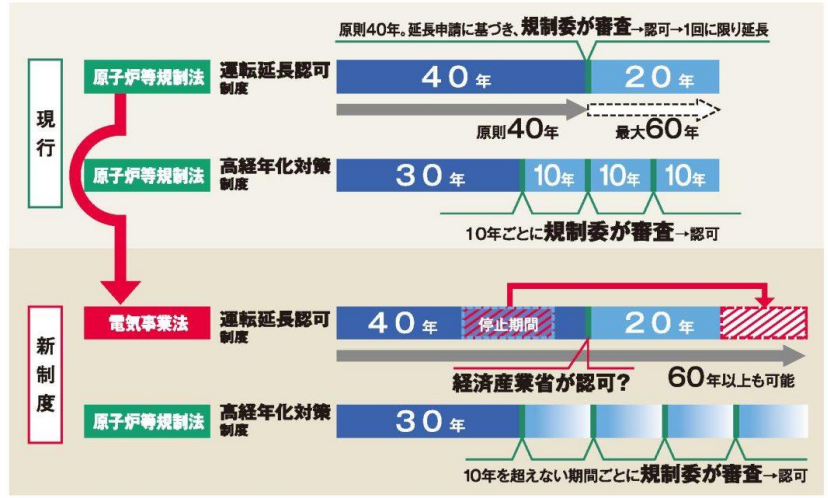
Q&A

原発の運転期間の延長、ホントにいいの？

Q1 政府はどのような改正を行おうとしているのでしょうか？

A 現在、老朽化した原発の安全確保のために、原子力規制委員会が所管する原子炉等規制法には2つの仕組みが盛り込まれています。1つめは原発の運転期間を原則40年とするルール、原子力規制委員会の審査を合格した場合、1回に限り20年延長できます。2つめは、30年を超えた原発について10年ごとに審査を行うルールです。現在提案されているのは、この1つ目の運転期間に関するルールを、「原子炉等規制法」から削除し、経済産業省が所管する「電気事

業法」に移し、停止期間を除外できるようにする規定を盛り込むというものです。除外できるのは、東日本大震災発生後の新規制基準制定による審査やその準備期間、裁判所による仮処分命令その他事業者が予見しがたい事由によって生じた運転停止期間などとしています。「電気事業法」に移すことにより、原子力を規制する立場の原子力規制委員会ではなく、原子力を利用する立場の経済産業省が、原発の運転期間に関する決定権をもつこととなります。



福島原発事故は終わっていない
市民の力で原発を止めよう！